



令和5年度 ため池パトロール

市内のため池2箇所で防災点検を実施します。

主催	加古川市 農林水産課
日時	令和5年6月23日(金) 午後1時30分から午後4時15分まで(予定)
場所	①七ツヶ谷池(志方町畠) ②新池(西神吉町宮前)
内容	兵庫県が展開する『豊かなむらを災害から守る月間(毎年6/1~6/30)』の一環として今年度も、防災重点農業用ため池を災害から守るために、再点検を行い、災害防止に努めるため実施するものです。 (初めて ・ 恒例 ・ ●回目)
対象(参加者)	加古川市(管財課、消防本部警防課、農林水産課) 加古川警察署、地元管理者 計15名程度
定員	—
参加費	—
申込先・方法	—
目的・背景 その他	兵庫県が展開する『豊かなむらを災害から守る月間(毎年6/1~6/30)』に基づくもの。
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定(●月●日) ・ 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない

問合先

加古川市 農林水産課 土地改良係 (担当:岡田)
☎ 079-427-9231 (内線3119)

「豊かなむらを災害から守る月間」運動実施要綱

1 目的

この運動は、県下の数多くのため池、農地及び林地の地すべり防止区域、山地災害危険地、農地海岸等の防災体制の整備、特に梅雨期、台風期等の豪雨、また、近い将来発生すると想定される、東南海・南海地震による災害の防止のため、積極的な点検指導を行うとともに、県民防災思想の普及を図るなど豊かな県土を災害から守るために実施するものである。

なお、ため池における水難事故防止運動もあわせて実施し、事故防止に努めるものである。

2 実施方針

兵庫県農林水産部関係各課、関係地方機関、市町は、関係団体に協力を求め、危険地域の点検指導と防災体制整備を図るため、別に定める実施要領に基づき積極的にこの運動を展開する。

3 重点実施事項

- (1) 危険地域の点検と防災についての指導を行う。
- (2) 広報活動により防災意識を高め、防災体制の整備を行う。

4 実施主体

この運動は、以下の団体の協賛を得て、兵庫県及び県下各市町が実施するものとする。

兵庫県土地改良事業団体連合会

(一社) 兵庫県治山林道協会

兵庫県ため池保全協議会

5 期間

この運動の実施期間は、毎年6月1日から6月30日までとする。

令和5年度 ため池パトロール計画書

1 目的

防災重点農業用ため池を災害から守るため、事前に調査を行い、再点検し、事故防止に努めるものである。また、兵庫県が展開する「豊かなむらを災害から守る月間」の一環として実施する。

2 実施日時 令和5年6月23日(金)13時30分から16時15分まで(予定)
※警報が発令された場合は中止する。
※中止する場合は、関係機関に連絡をする。

3 集合場所 加古川市役所 車両前

4 関係機関
加古川警察署
加古川市 管財課
消防本部警防課
農林水産課

5 点検ため池
① 七ヶ谷池(志方町畑)
② 新池(西神吉町宮前)

} 別紙位置図参照

6 実施行程

13:30集合	14:30着	15:30着
市役所車両前出発	七ヶ谷池	新池
13:40発	15:10発	15:50発

16:15着
—— 加古川市役所帰庁

7 担当課 加古川市 産業経済部 農林水産課 土地改良係

【全 体 図】



【行 程】

